

放射性物質汚染対処特措法に基づく今後の取組について

基本方針の閣議決定（11月11日）

環境省を中心とした関係府省による実施体制確立

地域指定の要件、処理の基準等の政省令制定(12月上旬まで)

除染

除染特別地域の指定
(警戒区域・計画的避難区域)重点調査地域の指定
(追加被曝年1mSV以上)

廃棄物

対策地域の指定
(警戒区域・
計画的避難区域)

3次補正 国直轄:約1500億円 地方分:約1000億円

国直轄除染事業の
準備作業市町村における
準備作業

国直轄処理事業の準備

国の除染
実施計画策定市町村等の除染
実施計画策定国の処理
計画策定指定廃棄物の
指定(8000Bq/kg超)

仮置場の確保

国による

24年度予算当初要求 約4500億円

国による
本格除染
開始市町村による
本格除染
開始対策地域内廃棄物・
指定廃棄物の
処理

中間貯蔵施設の確保、仮置場から搬入開始

除染の目標

年間20mSV以上の地域の目標

当該地域を段階的かつ迅速に
縮小。

年間20mSV未満の地域の目標

- ア 長期的な目標として年間1mSV以下。
イ 平成25年8月末までに、平成23年8月末比で、年間追加被曝量を約50%減。
ウ 子どもの生活環境を優先的に除染し、平成25年8月末までに、平成23年8月末比で、子どもの年間追加被曝量を約60%減。

年間追加被ばく線量が特に高い地域以外の直轄地域の目標

平成26年3月末までに、住宅、事業所、公共施設等の建物等、道路、農用地、生活圈周辺の森林等において除染等の措置を行い、そこから発生する除去土壌等を、仮置場へ逐次搬入

平成24年1月:
特措法全面施行平成24年4月:
現地体制拡充

平成27年